

「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領

(目的)

第1条 建設業における週休2日の確保は、将来に渡る社会資本の安定的な整備・維持管理を支える担い手確保の観点から重要な取り組みである。よって本市発注の土木工事において週休2日制を推進し建設現場の環境改善を図るとともに、週休2日制の定着を目的とするものである。本要領は、「さいたま市週休2日制適用工事」(以下、週休2日工事という。)の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 週休2日

- ①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。))が28.5%(8日/28日))以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- ②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休(現場閉所率が28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間とする。

なお、年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 適用除外

発注者が、当該工事を第3条ただし書きに該当するものと判断し、発注時において、本要領の適用を除外したものをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、原則全ての土木工事を対象として実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、適用除外とする。

- ・対象期間が1週間未満の工事
- ・単価請負契約工事など、緊急対応が求められる工事
- ・工事所管課(所・室)の判断で適用除外とする工事

(公告)

第4条 週休2日の公告時における対応は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1)執行伺 執行伺の備考欄に週休2日工事である旨を記載する。

(2)入札公告 告示文書のその他欄に以下を記載する。

- ・本工事は、「さいたま市週休2日制適用工事」の対象案件である。

(経費の補正)

第5条 当初の設計金額においては、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、月単位の週休2日を達成した場合でも、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1. 0 4	1. 0 2
機 械 経 費 (賃 料)	1. 0 2	1. 0 2
共 通 仮 設 費 率	1. 0 3	1. 0 2
現 場 管 理 費 率	1. 0 5	1. 0 3

(計画及び実施状況の確認)

第6条 受注者は、現場着手前に休日取得計画・実績報告書に休日計画を記入し、発注者に提出するものとし、対象期間中は週休2日工事であることをPRする工事看板等を工事現場に設置する。

また、毎月及び現場完了後に休日取得実績を記入し、速やかに発注者に提出するものとする。

(工期の変更)

第7条 週休2日確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

- ・契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた

(工事成績評定点)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

(実施証明書等)

第9条 受注者は、週休2日工事の実施証明書が必要な場合に、発注者へ申請することができる。

2 発注者は、受注者から前項に基づく申請があった場合、速やかに実施証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、令和6年9月30日までにさいたま市週休2日試行工事等の旧要領に基づいて起工した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。